

27 August 2021

各位

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（2021年8月号）をお届けいたします。

[日本語のニュースレターへのリンクはこちらをクリックしてください。](#)

上記リンクをクリックしてもリンク先につながらない場合には、下記ウェブアドレスをコピーしてブラウザのアドレス欄に貼り付けてください。

<https://sites-claytonutz.vuturvevx.com/37/6658/uploads/japanese-newsletter-august-2021.pdf>

今回のニュースレターでは、次のトピック記事を掲載しています。

- バーチャル会議を認める法改正について（会社法）
- 『ネット・ゼロ・エミッション』への取り組み（環境法）
- 雇用者が直面する最新動向（労働法）
- 職場における調査の重要事項：情報開示の程度（労働法）
- ACCCによる500万ドルの罰金（消費者保護法）

本ニュースレターの受信を希望されない場合、お手数ですが、下記のUnsubscribeから受信解除のお手続きをお願いします。

本ニュースレターが皆様の豪州事業の一助となれば大変幸甚に存じます。

2021年8月

クレイトン・ユッツ法律事務所

パートナー

弁護士 加納寛之

## STAY CONNECTED



[www.claytonutz.com](http://www.claytonutz.com)

## Subscribe | Unsubscribe | Privacy | Contact us

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行◆◆◆ことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

本メール及び本メールに含まれる資料の著作権は当事務所に帰属します。これらの全部又は一部を当事務所の許可なく複製又は転載することは禁止させていただきます。

誤送信や誤転送により本メールを受領された場合には、お手数ですが、本メールの送信者にご一報いただき、本メールの削除をお願いいたします。